

## 1. 実証の目的

公的機関等の閲覧室等において、事前に閲覧許可を得た閲覧申請者が許可を得た文書の閲覧を可能とする制度があるが、閲覧申請者が文書を閲覧する際には、閲覧申請者に公的機関等が指定する場所への来所を求めた上、文書の改ざんや閲覧申請者以外の者による不正閲覧等が行われていないか、立会人(行政職員)が監視している。

当該閲覧について、情報の加工・流用防止技術やオンラインでの本人確認技術等を活用し、オンラインで閲覧申請者本人のみに適切に情報開示が可能となるモデルを構築することで、立会人による監視を不要とするとともに閲覧者の利便性の向上を目指す。

## 2. 実証の内容

本実証で対象とする業務(法令)及び実証の内容は、次のとおりである。

なお、提案者は、「2.1 実証の対象となる業務(法令)」と「2.2 実証の内容」全てに対応する提案のほか、その一部分のみを対象とする提案も可能である。

### 2.1 実証の対象となる業務(法令)

- (1) 公害紛争の処理手続等に関する規則第 64 条第 1 項等に基づく記録の閲覧(総務省)
- (2) 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第 39 条第 2 項に基づく調書の閲覧(総務省)

※本実証の対象となる法令とその所管府省庁の一覧は別紙 2 参照

### 2.2 実証の内容

- (1) 任意の情報デバイスからインターネットを利用して、閲覧申請者に対してのみ閲覧申請部分を閲覧させ、デジタル化された文書を複写・改ざんさせない。
- (2) 任意の情報デバイスから閲覧可能とするが、閲覧情報の目的外利用や違法な第三者への提供を防止する。

## 3. 実証の前提条件及び技術に必要な機能等

- (1) インターネット利用を前提とすること。
- (2) 閲覧申請者の任意の情報デバイス(PC、タブレット、スマートフォン等)で閲覧可能であること。
- (3) 閲覧申請者の本人認証機能を有すること。
- (4) 閲覧申請者の事前申請に基づき、閲覧希望者が閲覧可能な情報及び閲覧可能な期間を限定する機能を有すること。なお、閲覧希望者の事前申請手続き自体は本実証の対象外とする。
- (5) 情報の改ざんおよび流用防止(スクリーンショット、印刷等)機能を有すること。

- (6) 閲覧申請者以外の第三者によるのぞき見等を防止する機能を有すること。
- (7) 別添資料1を参考とすること。

#### 4. 実証の実施場所

実証場所は、特に制限しない。提案者が提案すること。ただし、採択決定後に所管府省庁との協議により決定する。

#### 5. 予算上限及び採択予定件数

- (1) 「2.実証の内容」全てに対応した場合の予算上限(目安):109 百万円程度
- (2) 採択予定件数:数件程度

#### 6. 契約納期(成果物の提出期限)

令和 5 年 12 月 27 日

具体の成果物については、公募要領「3.契約の要件(4)成果物の納入」参照。

#### 7. 提案書等について

##### (1) 募集期間

令和 5 年 6 月 16 日(金)～令和 5 年 7 月 7 日(金) 17:00

- (2) 提案者は、公募要領「4.応募手続き 4.1 応募手続き」に定める応募書類を、定める方法で提出すること。

#### 8. 公募説明会

##### (1) 公募説明会

令和 5 年 6 月 21 日(水) 9:00～

##### (2) 公募説明会の開催方法

公募説明会は、オンライン(Teams を予定)で開催する。公募説明会への参加は任意(公募説明会に参加せず提案書を提出しても差し支えない)とする。

##### (3) 公募説明会への申し込み方法

公募説明会への申し込みは、公募公示サイトの公募申し込みフォームより必要事項を記入して申し込むこと。申し込みが完了すると、登録したメールアドレスに公募説明会 URL 情報等を返信する。

#### 9. 公募に関する問い合わせ

##### (1) 問い合わせ受付期限

令和 5 年 7 月 6 日(木) 17:00

##### (2) 問い合わせメールアドレス

tm-inquiry@ml.mri.co.jp

公募に関する問い合わせはメールでのみ受け付ける。

以上